

環境問題への権利論アプローチの意義と課題

— Dales と Mishan の比較を中心に —

寺 西 俊 一
チョン ソン チュン
 鄭 成 春

1 はじめに

本稿の目的は、いわゆる環境問題 (environmental issues) への「権利論アプローチ」の意義と課題について考察を行うことにある。ここで、われわれが「権利論アプローチ」と呼んでいるのは、広い意味での「環境」¹⁾に係わる権利・義務の関係構造 (以下、権利構造)、および、それらと係わる法体系や社会的諸制度のあり方をめぐる側面をとくに重要視し、この観点から各種の環境問題に対する分析や解決方策を示していることとする独自の学問的アプローチのことを指している²⁾。このようなアプローチは、これまでの伝統的な学問領域の区分からみれば、とくに法学と経済学の境界領域、あるいは社会学や政治学等との境界領域にも重なっており、その意味で、一種の学際的なアプローチ³⁾としての特色をもつ。

では、こうした「権利論アプローチ」に属すると思われるこれまでの議論として、いったいどのようなものが挙げられるであろうか。ここでは、戦後の1950年代以降における主な議論の系譜を幾つかの代表的文献によって示しておけば、1950年代における Gordon (1954), Coase (1959), 1960年代における Coase (1960), Dales (1968), Mishan (1969), 1970年代における Calabresi (1970), Sax (1970), Posner (1972), 浜田 (1977), そして、さらに1980年代から1990年代以降における Bromley (1991), Ostrom (1993), といった諸文献がとりあえず列挙されることになる⁴⁾。とはいえ、これらの諸文献において展開されてきた一連の議論は、上述したように、法学、経済学、あるいは社会学や政治学といった複数の学問分野にまたがる形で散らばっている。それゆえ、そこに何らか

のまとまりをもった一つの学派 (school) のようなものが独自に形成されてきたというわけではない。にもかかわらず、理論的にみるならば、そこにみられる一連の議論はいずれも、前述した「権利構造」という共通した側面に分析の焦点を当て、互いに密接な影響を与え合っていると考えることができる⁵⁾。

さて、上記のような一連の議論のなかで、とくに経済学の分野から「権利論アプローチ」がもつ意義と課題について考えてみようとする場合、今日からみて逸することのできない重要な議論を先駆的に提示していたと思われるのは、1950年代から1960年代にかけての Gordon と Coase、および、彼らの議論を受け止め、それぞれに独自の主張や提案を行った Dales と Mishan に代表される経済学者たちである。そこで、以下、本稿では、ともに Gordon や Coase による初期の問題提起を受け止めながら、1960年代の後半の時期に「環境」をめぐる「新しい権利」の創設を主張ないし提案した Dales と Mishan という2人の経済学者による議論を中心に取り上げてみたい。というのは、後述のように、この2人の経済学者は、同じく「環境」をめぐる「新しい権利」の創設を先駆的に提唱したが、前者は「ポリューション・ライト」(pollution right)、後者は「アメニティ・ライト」(amenity right) といったように、まったく正反対ともいえる提案を行っていたからである。この点からみると、両者の議論はきわめて興味深い対照をなしている。それゆえ、この両者の議論を改めて取り上げ、それらの比較を試みることは、本稿での目的である環境問題への「権利論アプローチ」の意義と今後の課題を考える上で有意義な示唆を与えてくれるものと思われる。

2 Dales による「ポリューション・ライト」の提案

まず最初に、Dales による議論から簡単にみておきたい。彼は、カナダのトロント (Toronto) に生まれ、トロント大学で修士号、ハーバード大学で博士号を取得し、マギル (McGill) 大学で5年間教鞭を取った後、トロント大学の教授に迎えられた。この Dales による注目すべき著書が、*Pollution, Property & Prices*, 1968. である。この著書は、彼がトロント大学の教授として在職していた時期に執筆された。当時、彼の念頭にあったのは、その頃のカナダにおいてますます深

刻化しつつあった各種の環境汚染 (environmental pollution) をめぐる問題である。とりわけ、オンタリオ (Ontario) 湖の水質汚染 (water pollution) をめぐる事態の深刻化が彼にとっての最大の関心事であった。カナダ第1の都市であるトロントは、カナダ南東部にあるオンタリオ湖畔に位置し、この地域はカナダにおける重要な工業地帯でもある。このため、当該地域においては都市生活排水や工業排水が大量に発生し、これらの排水が流れ込むことによって、オンタリオ湖の水質汚染は年々深刻の度を増しつつあった。

ところで、この1960年代は、カナダのみならず、隣接国のアメリカにおいても水質汚染をめぐる問題がますます深刻化しつつあった時代である。アメリカ連邦政府は、この問題に対処するため、1965年に Water Quality Act, 翌1966年には Clean Water Restoration Act, という2つの水質浄化法を制定している。当時、これらの法律にもとづいて導入された水質汚染対策のための主要な政策体系は「直接規制」(Command and Control: CAC) 型のものであった。すなわち、様々な汚染物質を含む各排出源からの排水を一定の水質処理の基準に従って行政的に取り締まるといふ政策体系が中心であったといえる。また、その一方では、特に地方公共団体等が浄化施設を設置する場合には政府が各種の補助金を支給するといった政策も採られていた。要するに、排水に関する行政的な取締まりと経済的な補助金という「ムチとアメ」の混合による行政コントロール型政策が採用されていたといつてよい。しかし、こうした政府による行政コントロール型政策は、必ずしもみるべき効果を上げていなかったのである。

それゆえ、Dales は、以上のような状況を念頭に置いて、より効果的な水質汚染防止のための政策とはいったいどのようなものか、というテーマに取り組むこととなった。その際、彼は、1950年代にフォード財団がスポンサーとなって設立され、この種の問題に関して比較的早い時期から独自の政策研究を進めてきた「未来資源研究所」(Resources for the Future) のスタッフたちによる既存のアプローチには満足せず、それとは全く異なるアプローチを追求した。ここで、Dales が満足し得なかった既存のアプローチとは、Kneese らによるものである。たとえば、Kneese and Bower (1968) では、イギリス、ドイツ、アメリカ

かでの水資源管理の制度と実態の調査にもとづき、次のような主張と提案が行われていた⁶⁾。第1は、既存の行政単位にとらわれず、流域圏 (river basin) 全体を管理するための統合的な主体を新たに設置すべきだということである。これは、当時のアメリカでは水資源に大きな影響を及ぼす様々な行為を行政的にコントロールする機能が複数の政府機関によってバラバラに分割されていたため、それぞれの政府機関による政策が互いに矛盾していることが多く、それゆえ、統一的な水資源管理の主体が必要であるという認識を反映していた。第2は、この新しい管理主体には、流域圏全体の水資源を管理する上で不可欠なプログラムの開発、貯水池・浄化施設・下水道等の整備、多様な水資源利用活動の利害調整、土地政策など水資源に大きな影響を与える政策との調整、被害者救済といった多様な諸機能を遂行するための十分な権限が与えられるべきだ、ということである。そして第3には、「直接規制」や補助金のような従来型の政策手段よりも、各種の課徴金 (charges) 等の活用を図っていく方がより優れた政策であり、それゆえ、流域圏全体の管理主体には課徴金を科す独自の権限も与えるべきだ、ということであった。なお、こうした Kneese らによる主張と提案は、主にドイツのルール (Ruhr) 地域で実施されてきた水資源管理の制度を参考としたものである。Kneese らは、こうした課徴金の導入によって管理組織を運営するための財源が確保され、さらには水資源管理の上で必要な公共施設の整備財源も確保できると主張していた。また課徴金は、こうした財源調達のみならず、水質汚染がもたらす「外部費用」を「内部化」するための政策手段としても有効だとされた。改めて指摘するまでもなく、こうした Kneese らの主張と提案は、経済学の分野における理論的系譜からみるならば、Pigou に代表される厚生経済学の伝統を踏まえたアプローチ（「外部不経済論アプローチ」）にもとづくものであったといえる。しかし Dales は、このような伝統的アプローチにもとづく Kneese らの主張や提案には批判的な立場をとった。それは、もともと彼が Pigou に代表される厚生経済学の伝統にみられる「政府介入主義」には懐疑的だったからである。それゆえ彼は、Kneese らとは異なる理論的系譜に着目し、そちらを重視する考え方をとった。それが、すでに言及したように、Gordon や Coase によって1950年代か

ら1960年代初頭にかけて先駆的に提起されていた「権利論アプローチ」とでもいうべき理論的系譜であった。

さて、Dales が着目したように、Gordon や Coase による問題提起を受け止めて考えるならば、大気や水質などの汚染が次々と深刻化していく根本的な原因は、大気や水といった「自然資源」(natural resources) が、ほとんどの場合、「誰の所有物でもない」という状況、すなわち、それらに対する「プロパティ・ライト」(property right) が制度的に欠如しているという状況のなかに求められる。Dales 自身は、大気や水のように特定の主体に対して何らかの「プロパティ・ライト」が付与されていないものを「コモン・プロパティ」(common property) と呼び、また、そのなかで、政府によって何らかの規制が行われているものを「規制のあるコモン・プロパティ」(restricted common property)、逆に、全く規制が行われていないものを「規制のないコモン・プロパティ」(unrestricted common property) と呼んでいる。そして、とくに後者の「規制のないコモン・プロパティ」に関しては、まさに「プロパティ・ライト」の欠如のゆえに、そこでの最適な資源管理の失敗という事態(大気汚染や水質汚染の深刻化はその現れである)が生じざるを得ないと考えたのである。

では、なぜ、大気や水のような「自然資源」については、それらに対する何らかの「プロパティ・ライト」が付与されないという状況が存続してきたのだろうか。この点に関する Dales の答えはきわめて単純明快である。すなわち、大気や水のような「自然資源」の場合、これまではそこに何らかの「プロパティ・ライト」を設定することから得られるであろう「便益」(benefits) よりも、そこに「プロパティ・ライト」を設定するのにかかるであろう「費用」(costs) の方がはるかに大きかったからに他ならないとされる。それゆえ、もし仮に、大気や水のような「自然資源」についても、そこに何らかの「プロパティ・ライト」を設定することから得られる「便益」がますます増大し、他方では、そこに「プロパティ・ライト」を設定するための「費用」が技術の発達等によって減少し、その結果、上記の「便益」と「費用」の大小関係が逆転するという状況が生じるならば、そこに「プロパティ・ライト」の新たな設定を提案することも十分に経済

の合理性をもち得るという推論が出てくることになる。実際、Dales は、1960年代後半のカナダでは、まさにそのような状況が生じていると判断した。そして彼は、そのことを経済学的な論拠にして、大気や水のような「自然資源」についても、そこに独自の「プロパティ・ライト」を新たに設定すべきだとする主張と提案を行ったのである。

しかし、こうした Dales の主張や提案には、一つの理論的な難題が残されていた。というのは、仮に、これまで「規制のないコモン・プロパティ」として扱われてきたような「自然資源」に対して何らかの「プロパティ・ライト」を新たに設定しようとした場合、その「プロパティ・ライト」をいったい誰（個人ないしグループ）に対して付与すべきなのかという問題が次に登場してこざるを得ないからである。そして、この問題に理論的に答えるためには、その前提として、こうした「新しい権利」の付与をめぐる明確な法的原則ないし社会的ルールのあり方を決定しなければならない。Dales 自身は、この問題については簡単に答えることができないと述べている。そこでは、いったいどのような「権利配分」が法的な正義の原則にかなうことになるのか、あるいは社会的に公正なルールにかなうことになるのかという、きわめて厄介な哲学的難問がつきまわってこざるを得ないからである。

ちなみに、Dales は、この問題に関しては、次のようなイギリスの事例を引き合いに出している。すなわち、イギリスでは「釣り人協同組合」(Anglers' Co-operative Association: ACA) という組織が伝統的に存在してきた。そして、この組織がイギリスにおける河川の水質汚染をめぐる諸事件と密接な係わりをもち、ほとんどのケースにおいて汚染被害を緩和させたり、被害の補償金を支払わせたりすることに成功し、そのことが水質汚染の防止にもそれなりに有効な役割を果たしてきたという事例である。イギリスの河川では、かなり古くから、こうした釣り人たちの「プロパティ・ライト」がコモン・ローのもとで裁判所によって保護され、ACA もこの権利を守るために積極的に裁判所に訴えてきたという伝統があった。また、この「プロパティ・ライト」は市場を通じた取引も行われていた。Dales は、この事例を取り上げながら、では、こうした釣り人の権利が優先

的に保障されるべき根拠はいったいどこに求められるのか、という問いを發し、彼自身は、この点について合理的な説明を与える理論的根拠はどこにも見いだせないとして述べている。というのは、Dalesの立論からすれば、河川の水質汚染を引き起こす汚染者の方に「汚染の権利」(「ポリューション・ライト」)が付与され、釣りを楽しもうとする人々の方がその権利を買い取らねばならないという全く逆の権利構造も理論的には存在可能であり、彼は、こうした正反対の権利構造のいずれが優れているかを断定する根拠はどこにもないと考えたからである。というよりもむしろ、彼は、仮にどちらの権利構造が選択されても、社会全体としての総費用が同じになるならば、理論的にみれば、いずれに権利が付与されても構わないと考えたのである。

ここで、改めて確認しておくべきなのは、Dalesの場合、彼にとっての理論的関心は、もっぱら、各種の汚染を一定のレベルに抑える上で社会的にみて最も費用のかからない方策(すなわち最も費用効果的な方策)とはいったいどのようなものかを明らかにするという点に注がれていたことである。言い換えれば、彼による「ポリューション・ライト」の提案は、あくまで、そうした汚染対策の費用効果における経済性、すなわち資源配分上の「効率性」という観点から根拠づけられたものであったということに他ならない。なお、この場合の「ポリューション・ライト」というDalesの表現は、一見すると、汚染者に「新しい権利」を付与し、汚染者のサイドを優遇することになるのではないかといった印象を与えるかもしれない。しかし、それは、彼自身が意図するところではない。

むしろ、Dalesが提案した「ポリューション・ライト」は、無償で配分されるべきものではなく、汚染者たちがその権利を有償で買い取らねばならないというものであった。これは、従来まで無償とされてきた「汚染の権利」を遂行するには一定の対価が求められるということである。その意味でいえば、「汚染課徴金」(pollution charge)が科されるのと同じことになる。Dalesの場合、それを、実際には恣意的になりがちな行政当局による課徴金制度という形ではなく、「ポリューション・ライト」の明確な設定とそれらの「市場取引」という制度設計として提案していたといつてよい。また、その際、彼は、大気や水そのものに「プ

ロパティ・ライト」を設定するという提案を行っていたわけではない。彼の提案のポイントは、大気や水のような「自然資源」を物理的に分割して、それらに対する「所有権」を誰かに付与することではなく、大気や水のような「自然資源」を利用する際の権利（「利用権」）を明示的に設定し、そうした「利用権」の合理的な配分を実現しうるような制度を新たに創設すべきだという点にあった⁷⁾。

以上のように、Dalesによる「ポリューション・ライト」の提案は、決して単なる「市場万能主義」にもとづくものではなかった。むしろ、彼の提案の真のねらいと意義は、ときどきの政治的な影響を受けやすく、気まぐれで非効率な事態をもたらしがちな「政府介入主義」にもとづく行政コントロール型政策体系のあり方の欠陥を克服し、そこに「効率性」の観点からみて経済的合理性をもつ制度の設計を持ち込もうとした点にあったといえる。

3 Mishanによる「アメニティ・ライト」の提案

次に、Mishanによる議論についてみていこう。彼は、イギリスの経済学者であり、戦後におけるイギリスの経済発展から生じた様々な社会問題を非常に重要視した厚生経済学者である。彼は、まず1967年に、*The Costs of Economic Growth, 1967.* と題する著書を出版したが、この著書はそれほどの反響を呼ぶには至らなかった。そこで、この著書を一般大衆向けの本として書き直し、1969年に改めて出版したのが、*Growth: The Price We Pay, 1969.* であった。

当時、Mishanは、空港による騒音、モータリゼーションによる交通混雑、虫食いのような都市開発、森林破壊や美しい自然の消失など、各種の環境問題がイギリスの市民生活の豊かさを圧迫していることを目の当たりにしていた。彼は、これらの事態をすべて「スピル・オーバー効果」(spill-over effects)をめぐるとしてとらえている。そして、このような問題がますます深刻化しているという現実があるにもかかわらず、放置され続けているのはいったいなぜか、という問題を追求した。

その際、彼は、当時のイギリスにおいて徐々に影響力を増大させていた経済学

の流れ、すなわち、「現状維持」こそが最適な状況であることを事実上主張する「自由放任の経済学」の流れに対して批判的な立場をとった。ここで、Mishanが「自由放任の経済学」と呼んでいる流れは、実は、Coaseによる議論を一つの出発点にした新自由主義の経済学の流れであった。周知のようにCoase(1960)は、社会に何らかの有害な影響が生じている場合、直ちに政府が介入することを認める伝統的な厚生経済学の考え方や、あるいは有害な影響を引き起こしている加害者に対してその補償責任を求める法学の伝統などを再検討し、「現状維持」も一つの理論的な回答であり得るということを示した論文であった。ただし、Coase自身はそうした「現状維持」を支持しようとしたわけではない。にもかかわらず、このCoaseの議論は、その後の経済学者たちによって、あらゆる「政府介入」を否定して「現状維持」を容認するイデオロギーとして利用されてきた。Mishanは、当時のイギリスで影響力を増しつつあったこのようなイデオロギーを批判しようとした。この点は、彼による「アメニティ・ライト」の提案のなかに鮮明な形で反映されている。

さて、このMishanが、上述した「スピル・オーバー効果」をめぐる問題に対して提示した処方箋は2つあった。その一つが、「アメニティ・ライト」を創設するという法制度の改革であり、もう一つが、「分離施設」の設置である。以下、このうちの前者の提案について、さらにみておこう。

Mishanは、まず有害な「スピル・オーバー効果」をめぐる問題が発生する根本的な原因はどこにあるかについて独自の診断を下している。彼によれば、その根本的な原因は、自由な「市場経済」の営みの制度的な前提条件となっている法的な枠組みのあり方という点にある。たとえば、もし仮に現在の社会において奴隷の所有制度が法的に認められているとするならば、そのもとでは、私的企業が雇用する労働にかかわる「費用」は格段に安いものとなるであろう。このように、ある社会において、何が経済的な「費用」として計上されるべきかはそこでの法的な制度のあり方如何によって変わってくるというのがMishanの見方であった⁸⁾。それゆえ彼は、この見方から、有害な「スピル・オーバー効果」をめぐる問題を解決するには、それらの有害な効果をあらかじめ「費用」として計上させ

るような法制度への改革を行うべきことを主張した。すなわち、Mishan は、当時のイギリス社会が直面していた各種の有害な「スピル・オーバー効果」をめぐる問題に対し、人々が自らの市民生活の豊かさを不当な形で侵害されないための法的な権利としての「アメニティ・ライト」を制度的に確立していく必要性を提唱したのである。ここで彼のいう「アメニティ・ライト」とは、市民生活の豊かさにとって不可欠な自然的および社会的な「環境の質」(quality of environment)にかかわる「新しい権利」の創設を意味している。彼は、このような権利を具体的に定義し、また、その権利を有する人々の範囲を明確にし、さらに、その権利が裁判所によっても確実に保護されるような新しい法制度の導入を提案したといっよい⁹⁾。

ここで、こうした Mishan による「アメニティ・ライト」の提案を、前節でみた Dales による「ポリューション・ライト」の提案と比較してみると、とくに次の点が注目されるであろう。すなわち、Mishan の場合、Dales の場合とは異なって、そこでの「新しい権利」の提唱は、資源配分上の「効率性」という観点からではなく、むしろ「公平性」の観点にもとづいたものになっているということである。これは、Mishan が各種の有害な「スピル・オーバー効果」をめぐる問題がとくに低所得層をはじめとする「社会的弱者」に集中しているという現実を重視したためである。彼の目には、このような「不公平性」こそ、より大きな問題として映じていたといっよい¹⁰⁾。

しかし、それと同時に、Mishan は、資源配分上の観点からも「アメニティ・ライト」を創設していくことの積極的な意味を論じている。こうした法の制度的な枠組みの変更は、当然、資源配分にも大きな影響をもたらすことになるからである。では、「アメニティ・ライト」の創設によって、資源配分はどのような影響を受けることになるのだろうか。

ここで、いわゆる「Coase の定理」を引き合いに出せば、Coase のいう「取引費用」(transaction costs)が完全に無視できるという理論世界においては、仮に「アメニティ・ライト」が創設されたとしても、それらが自由に取引されるかぎり、資源配分には何らの影響はないといっよい。だが、Mishan は、このよう

な議論にはきわめて批判的であった。彼はまず、現実世界においては、「アメニティ・ライト」の自由な取引を想定すること自体がほとんど不可能だと述べている。なぜならば、そこでは高い「取引費用」(Mishan自身は「決定費用」と表現している)が存在するからである¹¹⁾。

さらに、Mishanは、上記のような「取引費用」の問題以外にも、「資産効果」(wealth effects)の存在を考える必要があることを指摘している。なぜならば、権利構造が変わるならば、そこでの各経済主体の「支払い意思額」(willingness to pay: WTP)や「受入れ意思額」(willingness to accept: WTA)も変化するし、その結果、資源配分そのものも変化せざるを得ないからである¹²⁾。この点でいえば、Mishanは、当時のイギリス社会の法制度のあり方は、有害な「スピル・オーバー効果」を過剰に発生させるような法制度になっていると診断している。そこでは、いわば「スピル・オーバー効果」の「過剰生産」という資源配分上の大きな歪みが起こっているというのが彼の批判であった。彼は、もし仮に、この状況に代えて、「アメニティ・ライト」が新たに創設されたとするならば、こうした「スピル・オーバー効果」の「過剰生産」は大幅に抑制され、そうした資源配分上の歪みが改善されることになるだろうと述べている。なぜならば、「アメニティ・ライト」が創設され確立されているような社会においては、各経済主体は、仮に誰かの「アメニティ・ライト」を侵害した場合、それに対して補償を行うべき義務が生じるからである。また、その結果として、逆に「スピル・オーバー効果」の「過小生産」という状況さえ生まれるかもしれないとも述べている。改めていうまでもなく、Mishanにとっては、その方が望ましい資源配分の実現だということになる。

ここで、以上のような主張と提案を行っているMishanの考え方がもっとも象徴的に現れている一つの寓話を紹介しておこう。Mishan(1969)の第9章第2節には、次のような寓話が示されている。いま、銃器を自由に携帯できる権利が認められているある社会というものを想定してみると、このような社会における事態の展開は、「銃器携帯の権利」がそもそも認められていない社会における事態の展開とは根本的に異なったものとなるであろう。まず前者の社会においては、

銃器を生産する産業が繁栄する。また銃器産業だけでなく、防弾装置を生産する産業、医療産業、銃器を操作する方法を教える様々な民間の教育産業なども繁栄する。また、住宅等の建築もずいぶん変わる。誰もが銃弾からの被害を避けるために、家のガラスは防弾ガラスにし、その塀は固い鉄筋で造られるかもしれない。さらに医療費は膨大に膨らみ、その支出を賄うために政府支出はますます増加するだろう。これを、たとえば自動車を自由に所有し運転する権利が与えられた社会に当てはめて考えてみると、この寓話は、実は、今日における「過剰モータリゼーション社会」の姿をそのまま映し出していることがよく分かる。Mishan にとっては、本質的にみれば、誰もが自家用自動車を所有し、どこでも自由に走行できるような権利が付与されている社会は、銃器を自由に携帯し、また、その銃器を自由に使う権利を認めている社会とまったく変わるところはないといってよい。

仮に Mishan の考え方にもとづくならば、上述のような社会のあり方に対する批判は、まず、自動車を自由に所有し、どこでも自由に走行する権利が与えられていない状態の社会を想定してそこから出発するということになる。そのような社会においては、ある人が自動車を運転しようと思えば、彼はそのための権利をまず獲得しなければならない。その際、彼に対してそのような権利を容認する人々は、自分たち自身の生命をはじめ市民生活の豊かさにとってきわめて重要なアメニティ的諸価値を損なうという危険性をもつ自動車の運転を許可する代わりに、それらの被害に対する補償を求めるはずである。この場合の「受入れ意思額」とそれでも自動車を運転しようとする人の「支払い意思額」とを冷静に比べてみる必要がある。Mishan は、前者の方が後者の方よりもはるかに大きくなっていくに違いないと考えていた。そして、もし仮にそうであるならば、そこでは、アメニティ的諸価値を守るための権利を制度的に確立し、それを人々に保障するような社会を実現していくことこそ、もっとも合理的な選択なのではないか。これが、おそらく Mishan による「アメニティ・ライト」の提案の真髄だといえよう。

もちろん、このような Mishan による主張や提案は、その後、必ずしも何の支

障もなく法制化されるという状況にはなっていない。その理由の一つは、彼の提案するような「アメニティ・ライト」の法制化がもたらすであろう現実の政治的・経済的な影響の大きさという点に求められるだろう。しかし、だからといって、Mishan の提案や主張そのものが間違っていると評価する根拠にはならない。むしろ、これまでの現実社会の方が、彼のような主張や提案を受け入れていくほどにはまだ十分に成熟していないというべきかもしれない。いずれにしろ、Mishan による「アメニティ・ライト」の主張と提案は、われわれの社会がこれからの将来において目指していくべき重要な課題を先駆的に示したものだといつてよかろう。

4 むすびに代えて

さて、以上では、Dales と Mishan によって展開された「ポリューション・ライト」と「アメニティ・ライト」という、きわめて対照的な議論を取り上げて、それらの概要についての簡単な紹介と検討を行ってみた。ここで、一見、まさに正反対だと思われる2人の主張と提案には、実は、重要な共通点があることに改めて注意を喚起しておくことが必要である。すなわち、この2人の議論には、ともに現代の環境問題に対する経済学的な分析と解決策を探っていく上において、きわめて重要な意味をもつ「環境」に係わる権利構造への着目という共通した理論的視点が見出されるということである。そして、この点こそ、環境問題への「権利論アプローチ」というものの意義と今後の課題について考えることを目的とした本稿において、とくに彼らの議論を取り上げてみた理由であった。おそらく、以上の考察から、現代の環境問題に対する今後の経済学的研究における新たなアプローチの視点や課題について、いくつかの示唆を得ることができるものと思われる。

- 1) ここでの「環境」とは、人間の生命や生活を取り巻き、その基盤をなすすべての要素と条件をさす。このような「環境」は、人間の活動領域の発展とともに空間的・時間的な広がりをもつ。また、そこには、自然的な環境、および社

会的な環境の双方が含まれる。金森久雄・荒憲治郎・森口親司編『経済学辞典 [第3版]』有斐閣, 1998年, 174ページ, 参照。

- 2) 経済学の分野に限って言えば、従来までの環境問題に対する主な経済学的アプローチは、「物質代謝論アプローチ」、「環境資源論アプローチ」、「外部不経済論アプローチ」、「社会的費用論アプローチ」、「経済体制論アプローチ」などに整理される。これらの概要については、植田和弘・落合仁司・北島佳房・寺西俊一著『環境経済学』有斐閣, 1991年, 参照。ここでの「権利論アプローチ」は、それらとは視点を異にするもう一つの新たなアプローチである。
- 3) もともと各種の環境問題は、いずれも学際的なアプローチを必要とする問題である。こうした環境問題に対する学際的研究の伝統は、日本では、1971年創刊の同人編集による季刊雑誌『公害研究』(1992年9月より『環境と公害』に改題)(岩波書店)に示されている。なお、同誌はすでに30年以上の歴史をもち、2001年12月には、その創刊号から第30巻第4号までをすべて収録したCD-ROM版の完成が予定されている。これは、今後の関係研究の発展にとっては欠かせない貴重な文献資料となろう。
- 4) Gordon, H. Scott (1954), *The Economic Theory of a Common-Property Resource: The Fishery*, *Journal of Political Economy*, Vol. 62, 124-142., Coase, R. H. (1959), *The Federal Communications Commission*, *Journal of Law and Economics*, Vol. 2, 1-40., Coase, R. H. (1960), *The Problem of Social Cost*, *Journal of Law and Economics*, Vol. 3, 1-44., Dales, J. H (1968), *Pollution, Property & Prices*, University of Toronto Press., Mishan, E. J. (1969), *Growth. The Price We Pay*, Staples Press., Calabresi, G. (1970), *The Costs of Accidents: A Legal and Economic Analysis*, Yale University Press., Sax, J. L. (1970), *The Public Trust Doctrine in Natural Resource Law*, *Michigan Law Review*, Vol. 68., 473-566., Posner, R. A. (1972), *Economic Analysis of Law*, Little, Brown & Co., 浜田宏一 (1977)『損害賠償の経済分析』東大出版, Bromley, D. W. (1991), *Environment and Economy: Property Rights and Public Policy*, Oxford: Basil Blackwell., Ostrom, E. et. al. (1993), *Institutional Incentives and Sustainable Development*, Westview Press.

これら一連の議論の系譜についての考察は、鄭成春著『自然環境保全的土地政策の法経済学的研究－4カ国の比較制度分析－』(一橋大学博士学位請求論文, 2001年7月提出)の第一部:理論編の第2章(「環境問題への権利論アプローチ:学問的系譜と現代的意義」)において詳しく展開されている。本稿はそこで

の考察をもとにしている。

- 5) たとえば、とくに Coase の場合、シカゴ大学ロー・スクールから1958年に発行された専門雑誌 *The Journal of Law and Economics* の編集者として活躍し、この雑誌を通じて「法と経済学」という境界領域に関する独自の理論分析と実証研究の開拓に寄与し、単に法学や経済学の分野のみにとどまらない幅広い影響力をもち続けてきた。これが、戦後における経済学のメイン・ストリームからは長らく異端視されてきた Coase に対し、1994年に「ノーベル経済学賞」が授与されることになった理由の一つである。
- 6) Kneese, A. V. and Bower, B. T. (1968), *Managing Water Quality: Economics, Technology, Institution*, The Johns Hopkins Press, 参照。
- 7) これは、周波数資源の配分問題を扱った Coase (1959) による議論が参考になっている。Coase は、目にみえない周波数自体あるいは周波数が通過する空間自体に対する「プロパティ・ライト」を設定しようとはしなかった。むしろ、Coase は周波数資源を利用する方式について明確に定義し、その利用の方式に対する「権利」を誰かに配分すればよいとした。これと同様に、Dales も、大気や水そのものではなく、大気や水をどの目的でどの程度利用することができるかについて明確に定義した上で、その利用の「権利」を誰かに配分すればよいと考えたのである。
- 8) Mishan (1969), p. 36, 参照。
- 9) この点では、Mishan の提案は、1970年代初頭の日本で提起された「環境権」の提唱と重なるところが多い。日本の「環境権」をめぐる初期の議論については、大阪弁護士会編 (1973) 『環境権』日本評論社、沢井裕 (1976) 『公害差しの法理』日本評論社、淡路剛久 (1980) 『環境権の法理と裁判』有斐閣、など、参照。
- 10) Mishan (1969), p. 41, 参照
- 11) なお、この点でいえば、むしろ Mishan は、「アメニティ・ライト」は原則的に「取引禁止ルール」によって保護されるべきものだとして主張している。
- 12) この点については、Mishan, E. J. (1971), *The Postwar Literature on Externalities: An Interpretative Essay*, *Journal of Economic Literature*, Vol. 9, 1-28., 参照。

(一橋大学大学院経済学研究科教授)
(東京理科大学諏訪短期大学非常勤講師)